

電話診療による処方せんの発行に関する運用について

新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、厚生労働省の特例措置として、慢性疾患等を有する定期受診患者に対する臨時的な対応として電話診察による医薬品の処方が認められていますが、臨時措置が、**令和5年7月末をもって終了**となります。

今後は従来どおり、対面診察となります。